



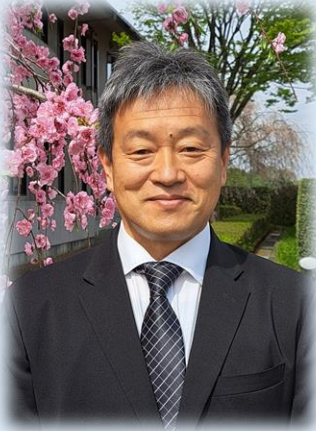
普及だより たむら

No.225 2024.3

編集・発行
県中農林事務所田村農業普及所

田村郡三春町熊耳字下荒井176-5
TEL 0247-62-3113
FAX 0247-62-6069

ごあいさつ(田村農業普及所長 畠 良七)



令和6年が早くも3ヶ月経過します。新年早々に発生した能登半島地震は、東日本大震災を経験した私達にも衝撃で、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、春の農作業が本格化する時期となりました。農家の皆様には、健康管理と農作業事故等に十分御注意ください。

改めまして普及所では、担い手の減少や資材等の価格高騰、高温など異常気象への対応及び復興の加速等を踏まえ、地域農業の振興に取り組んでまいりますのでよろしくお願い致します。

新規就農者紹介 ～三春町 黒羽実樹さん～

黒羽さんは、就農準備資金を活用した1年間の技術研修を経て、令和5年4月に地元である三春町の認定新規就農者として、夏秋ピーマンを基幹品目に農業経営をスタートされました。

昨年の夏は記録的な酷暑となり、ピーマンのかん水管理など非常にご苦労が多かったシーズンでしたが、その努力が実り目標以上の出荷実績を達成されました。今後は、栽培面積を拡大したり省力化技術を導入する予定であるなど意欲的で、更なる活躍が期待されます！



田村農業普及所では、
農業未経験の方の就農も
全力でサポートいたします！

皆さんも、たむら地域で農業
を始めてみませんか？！

ピーマンの販売額が過去最高に！！

今年度は記録的な高温と乾燥傾向が続いた影響により、ピーマンの出荷数量は伸び悩みました。生産者の苦労も並大抵ではありませんでしたが、販売単価が好調で9月まで維持されたことから、出荷量は1,416 t（前年対92%）、販売額は過去最高額を超えて6億7256万円となりました。

今後も、より多くの実績を上げ、産地が発展されることを期待しております。



たむら地区ピーマン専門部会の生産者全体研修会及びピーマン販売目標達成祝賀会

「たむらのエゴマ油」が地理的表示(GI)に登録されました

令和5年1月31日、田村市エゴマ振興協議会の「たむらのエゴマ油」が地理的表示（GI）保護制度に登録されました。

田村市エゴマ振興協議会は令和2年4月に設立され、地域に引き継がれてきたエゴマ在来種の生産振興と、エゴマ油やエゴマそのものを使用した商品の開発に取り組んでいます。

GI登録を受け、「たむらのエゴマ油」の販売額は順調に伸びており、協議会ではさらなる販路拡大を目指して活動されています。

普及所としても、エゴマ栽培や商品開発の支援等を通じて、会の活動をサポートしていきます。



田村市長へGI登録を報告！

さつまいもの実証ほ設置による作付推進について

田村市では遊休農地対策としてさつまいもの生産振興を図っています。田村市都路町での作付推進のため、基盤整備による地見城地区の担い手の協力のもと栽培実証ほを設置しました。

設置にあたり、市やJA等との連携を密にし、念入りに作付準備を行いました。

植え付けは5月27日に行いました。その後は順調に生育し10月10日に収穫となりました。植え付け後の管理が適切に行えたことや天候に恵まれたこともあり、単収は3.4 t / 10 aとかなり高収量を上げることができました。



収穫作業の様子

「たむらのエゴマ油」と「さつまいも栽培の取組」は県農林水産部公式YouTube「1400のネタばらし」でも紹介しています！



たむら エゴマ 検索



田村市 さつまいも 検索



地域計画を作しましょう

令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正施行され、各地域で将来の地域農業の姿を描いた「地域計画」を令和6年度末までに作ることが求められています。

今年度、管内では作成に向けた各種調整や意向調査が実施されました。

令和6年度には、各地区で説明会や話し合いが順次行われます。各市町、公社、JA等の関係機関が連携してサポートし、計画作成を目指します。



家族経営協定を締結しませんか？

家族経営協定は、農業経営に関わる家族全員で話し合い、経営方針や役割分担、働きやすい環境等について取り決めるものです。これにより家族全員の経営意欲ややりがいの向上が期待されます。

後継者への経営継承の足掛かりや、将来法人化する際のルール作りの基としても活用することができます。

締結に際しては普及所も支援します
農業経営改善の一環として
締結してみませんか？



GAPに取り組んでみませんか

GAPとは、農産物の安全を確保するなど、より良い農業を実現する取組です。

食品安全や農作業安全、環境保全などに配慮した持続可能な農業経営に取り組むことにより、持続可能な農業の実現につながります。

田村管内では14経営体が取得しています（令和6年3月現在）。

普及所では、認証取得までの支援を福島県GAP推進員（令和5年度から設置）とともにしています。



堆肥を活用しませんか

田村管内の畜産農家からは日々堆肥が生産されています。有機質資源である堆肥を活用することで、肥料としての効果だけでなく、土壌改良等の効果も期待できます。また、肥料価格高騰への対策にもつながります。

改めて堆肥を活用し、コストの低減や、持続可能な農業に取り組みませんか。

当普及所では、堆肥の供給が可能な畜産農家のリストを作成していますので、お気軽にお問い合わせください。



農作業事故にご注意！

まもなく春を迎え、農作業が忙しくなる時期となります。特に、田村管内では、毎年農作業事故が発生しています。

慣れた作業こそ安全確認を確実に行いましょう。

農作業の安全を確保するため、基本的な作業手順を改めて見直し、作業はできるだけ複数で行い、万が一に備えて携帯電話を必ず所持するようにしましょう。



農薬適正使用について

令和5年12月、農薬の残留基準値を超えたシュンギクが田村管内の直売所で販売される事案が発生しました。

原因は農薬の調整に使用した機器の洗浄不足と認められました。

このような問題が発生すると、直売所ばかりではなく産地としての信頼を損なうこととなりますので、農薬の適正使用について改めて注意を払ってください。



各専門技術担当から

作物担当から

5年産米は、夏季の記録的な高温により、収量は平年並みでしたが、中山間地域の当管内でも斑点米や白未熟粒などの割合が増え、JA1等米比率は87%とやや低下しました（県全体では76%）。地球温暖化により、今後も高温傾向が続くことが予想されるため、土づくりや健苗育成、水管理などの基本的な技術対策の徹底が重要です。

生産者の皆様へ、6年産米の品質向上に向けて、4～8月の毎月1回「稲作情報」をJAと連携して配布しますので、是非ご覧いただき、適期の栽培管理の確認にご活用ください。

特に、被害が増加している斑点米カメムシ類の防除については、適期の薬剤防除に加えて、まずは、生息場所となる水田畦畔（イネ科雑草）の草刈りを定期的に行い、密度を増やさない対策を徹底しましょう。

野菜担当から

田村地域では、主要夏秋野菜としてピーマン、トマト、さやいんげん、なす等があります。令和5年度は、暑い中でも高単収を上げた生産者も多く見られ、高単価で取引されました。次年度の作付けに向けて、昨年の反省を活かし、かん水の励行や遮光資材の積極的な活用などに取組みましょう。

新たに野菜栽培にチャレンジしてみたい方は、ぜひご相談ください。

果樹担当から

令和5年度の果樹生産はいかがでしたか？昨年の反省点（この時期に、これをしておけば良かったetc.）を整理し、次年度の計画を立てましょう！また、せん定作業を計画的に実施し、遅くても芽出しの時期までには終了するようにしましょう。

近年、ナシの黒星病、リンゴの褐斑病やブドウの黒とう病の被害が確認されています。落葉の処理やブドウの巻きひげの除去等の耕種的な防除を行い、病原菌の密度を低下させましょう。また、効果的な休眠期の防除について、地域の防除暦を参考に、計画的に実施しましょう。

花き担当から

令和6年度産の花きの栽培が始まっている頃かと思います。8、9月咲きのキク類は、近年高温による開花遅延が常態化してきました。需要期に高単価で出荷するため、市場動向を踏まえながら、電照の消灯日を調整するなど、栽培計画を再度確認しましょう。

リンドウは、気象変動により出荷期の年次間差が激しくなっています。需要期出荷のため、長期間出荷できる品種構成への改植を検討してみてください。

畜産担当から

牛をと畜場や成牛セリに搬入するためには、県やJAが実施する年1回の「飼養状況確認調査」により、飼養管理に問題がないことの確認を受ける必要があります。

安全・安心な畜産物生産のため、引き続き、適切な飼養管理と調査へのご協力をお願いいたします。

- NG 野草や畦畔草を給与または敷料として利用
- NG モニタリング検査を受けていない永年生牧草を給与
- NG モニタリング検査を受けていない牧草地で放牧
- NG 利用確認を受けていないパドック（屋外運動場）の利用
- NG 確認済みのパドックであっても野草が繁茂し牛が採食している

不適切な飼養管理として出荷不可になります！